

# 凍結精子の保険・自費更新のフローチャート

2024年6月から、凍結精子保存の更新費用が一部保険適応となりました。

精子を凍結した時点での目的や、現在のパートナーの不妊治療が保険診療の条件を満たす場合に限って、保険で更新ができます。

下記のフローチャートに沿って、ご自身が保険更新か、自費更新かをご確認ください。

\*保険更新のお手続きは、凍結精子の保存期間の終了月（更新月）以外ではできません。

\*万が一、更新月を過ぎても1年以内であれば更新手続きを受け付けますが、すべて自費更新となります。

\*保険か自費かのいずれに該当するかがわからない方は、当院へご連絡ください。

